

営業所技術者等が監理技術者等を兼務する場合の取扱いについて

神奈川県（企業庁、教育委員会、警察本部を含みます）が発注（兼務する工事と、兼務の相手方とする工事の双方とも同様です）し、一定の条件を満たす工事について、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、監理技術者等（監理技術者又は主任技術者をいう。）を兼務することができます。

ただし、建設業法第26条第3項第1号（専任特例1号）及び第2号（専任特例2号）の規定を併用することはできません。

1 概要

営業所技術者等は、2の兼務ができる条件を満たすときは、監理技術者等の職を兼ねることができるものです。

兼ねる工事の数は1以下となります。

2 兼務ができる条件

次の①～③の工事について、条件を満たす場合は、特定営業所技術者は監理技術者又は主任技術者を、営業所技術者は主任技術者を兼務することができます。

ただし、①～③を併用することはできません。

① 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事

次のアからシまで全て満たすこと。

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所について、請負契約が締結された工事であること。
- イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。
- ウ 建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は、別の者を監理技術者等として配置しなければならない。
- エ 営業所から当該工事現場の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所から当該工事現場との間の移動時間が概ね2時間以内であること。

なお、移動時間は、片道に要する時間であり、又、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に確実に実施できる手段により行うものとし、予定される作業時間内の自動車、自転車等による最短移動時間等をインターネット上の地図アプリ等で確認するものとする。

オ 当該工事の下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は、監理技術者等は工事ごとに専任で配置しなければならない。

カ 当該工事に配置される主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「専任特例連絡員」という。）を当該工事に配置していること。なお、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の専任特例連絡員は、当該工事と同種の工事に関し1年以上の実務経験を有するものであること。

なお、専任特例連絡員に必要な実務経験における土木一式工事又は建築一式工事は、法別表第一によるものとし、本県での営業種目（細目）は次のとおりとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・土木一式工事：PC、グラウト、推進、シールド、道路、河川、管渠布設、管渠更正、港湾、海洋・建築一式工事：建築解体、SRC、RG、鉄骨造、木造、鉄骨プレハブ、PCプレハブ、耐震補強 |
|---|

キ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他システムであっても遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであればよいものとする。

ク 契約締結後、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」（以下、「計画書」という。）をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備えおくこと。また、当該計画書は、法施行規則第28条の帳簿の保管期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保管しなければならない。

ク 主任技術者又は監理技術者が当該工事以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

シ 営業所技術者等が所属建設業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）

次のアからエまで全て満たすこと。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所について、請負契約が締結された工事であること。

イ 営業所が、工事現場の所在する市町村内又は隣接する市町村内にあること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③ 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事(第2号の場合を除く)

① のア～シまで全て満たすこと。

3 入札時の手続き

- ・ 2①又は③を適用して営業所技術者等を配置することが見込まれるときは、事後審査中の発注者に配置予定技術者届等の従前の書類のほか、「営業所技術者等の兼務届出書（専任を要する場合、専任を要さない（工事現場が近接していない）場合）」（様式4）と①ア及びエを証する書類を提出し、発注者の審査を受けてください。
- ・ 2②を適用して営業所技術者等を配置することが見込まれるときは、事後審査中の発注者に事後審査中の発注者に配置予定技術者届等の従前の書類のほか、「営業所技術者等の兼務届出書（専任を要さない工事（営業所と工事現場が近接））」（様式5）と①アを証する書類を提出し、発注者の審査を受けてください。
- ・ 提出は、入札公告兼入札説明書に記載の入札担当部署へ電子メール又はファクシミリでも可能です。なお、電子メール又はファクシミリで送信後、入札担当部署へ電話で送信した旨を連絡してください。

4 契約締結後から工事着手までの手続

契約締結後、2①又は③を適用して営業所技術者等を監理技術者等として配置するときは、工事着手日までに、施工体系図と計画書を発注者に提出して、承認を得てください。

5 その他

工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は、営業所技術者等を配置できないことから、交代を認めます。